

# 都市再生基本方針の一部変更の内容

前回改正時（令和2年9月）から都市を取り巻く環境が大きく変容していることや、新たな政府方針の策定等に伴い、都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）について、所要の改正を行う。

## 今回新たに追加した内容

### 都市再生の意義及び目標

- デジタル化の進展等を踏まえ、大都市と地方都市とが交流・連携することを通じて、地方都市のイノベーション力や、それを支える大都市の国際競争力を強化する。
- 社会・経済環境の急速な変化や多様性の拡大に柔軟に対応しながら、人間中心のゆとりある空間づくりを進める。
- 脱炭素社会を実現するという観点も取り入れた都市再生を推進する。

### 都市再生の施策に関する基本的な方針

都市再生の意義及び目標を踏まえ、必要な施策を推進する。

- 「デジタル田園都市国家構想」の推進に向けて、デジタル技術等を活用した地方都市と大都市との連携の促進や「i-都市再生」の地域への実装など
- スマートシティの実装、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化など、「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション」の推進
- 各種行政記録情報や動的データ（人流、消費行動等）等の効果的なデータ活用の推進
- 流域治水への転換や所有者不明土地対策の取組との連携

### 都市再生緊急整備地域に関する基本的な事項

- 都市再生安全確保計画の高度化のため、PDCAサイクルの確立や災害発生時の状況別のシミュレーションなどを実施。
- 柔軟かつ機動的に都市再生を進めていくため、高頻度で継続的な都市再生の効果検証等のモニタリングを実施。